令和５年度苫小牧市小規模保育事業Ａ型

設置運営事業者募集要項

令和５年４月

苫 小 牧 市

１　募集の趣旨

苫小牧市では令和２年３月に策定した「第２期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育施設の整備に取り組んでおりますが、令和５年２月１日現在、０歳児で１７４人、１歳児で７５人、２歳児で１９人の入所待ち児童が発生しており、低年齢児の保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっていることから、３歳未満児の受け皿の確保を優先的かつ効果的に推進していくため、小規模保育事業Ａ型の新設・運営を行う事業者を募集します。

２　募集件数

　　　募集件数は２件とします。

※待機児童の状況や応募者の状況等により変更となる場合があります。

※賃貸物件を活用した整備は本事業の対象外とします。

３　応募資格

応募者は、以下に掲げる条件をすべて満たす必要があります。

（１）市内または近隣の以下の市町村において、児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号。以下「法」という）第３５条第４項及び第３９条第１項に規定する保育所、法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業、学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）第４条第１項第３号に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年６月１５日法律第７７号）第２条第６項、第７項に規定する認定こども園及び幼保連携型認定こども園のいずれかの運営実績が２年以上ある者（社会福祉法人、学校法人、株式会社、個人等）若しくは市内において法第５９条の２に規定する認可外保育施設の運営実績が２年以上ある者（社会福祉法人、学校法人、株式会社、個人等）であること。

厚真町、安平町、浦河町、えりも町、様似町、白老町、新ひだか町、壮瞥町、伊達市、

千歳市、洞爺湖町、豊浦町、新冠町、登別市、日高町、平取町、むかわ町、室蘭市

（２）実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識・経験を有すること。

（３）応募者が社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、以下のア及びイのいずれにも該当すること。

ア　実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において２年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ　社会福祉事業について知識経験を有する者、保育所等を利用する児童の保護者等（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。（事業者の事業規模等に応じ、市が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。）

（４）本市の教育・保育行政を理解し、これに積極的に協力できる法人又は個人等であること。

（５）代表者や法人が当該市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（６）事業全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していなく債務超過となっていないこと。

（７）社会福祉法人及び学校法人以外の者が応募する場合には小規模保育事業運営費の概ね１か月分以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により保有していること。社会福祉法人及び学校法人の者が応募する場合には小規模保育事業を行うための十分な資金を保有していること。

（８）資金計画及び事業計画が適正であること。

（９）児童福祉法第３４条の１５第３項第４号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。

（10）労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

（11）会社更生法及び民事再生法等による手続き中ではないこと。

（12）応募者及び小規模保育事業所の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。また、当該事業の運営について、暴力団員等の支配を受けないこと。

４　土地について

（１）当該施設の用地については、災害時に迅速かつ安全に避難可能な土地を、応募者が確保することとします。（候補地については応募前に市にご相談ください）

（２）土地の取得等に必要となる費用の補助はありません。

（３）当該施設の用地が自己所有で、抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容とその償還計画について応募する前に市にご相談ください。

（４）当該施設の用地については、事業が安定的、継続的に行われるため、自己所有が望ましいですが、以下に掲げる条件を満たす場合は借地での開設も可能とします。

ア　当該借地及び建物が安定的な事業の継続性の確保が図られていると判断できるものであること。

イ　賃借料が無償又は適正な額以下であること。

（５）申込時点で、土地の貸与又は取得がなされていない場合には、貸与又は取得が確実に見込まれること（賃貸借又は売買の承諾書、若しくは確約書等の写しの提出）が必要となります。

（６）当該施設の用地については、土地や建築に関する規制等がないか、応募前に苫小牧市建築指導課及びまちづくり推進課にご確認ください。

（７）土地の取得に要する費用は自己負担となりますので、申込者は当該事業者に選考されなかった場合のことも考慮し、土地の貸与又は売買、金融機関からの借り入れ等については慎重にご対応ください。

５　小規模保育事業Ａ型の設置及び運営等の条件

「児童福祉法」、「家庭的保育事業等の認可等について」（厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第6号）、「苫小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「苫小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」、「苫小牧市家庭的保育事業等設置認可等要綱」及び「苫小牧市小規模保育事業開設・運営の手引き」に示されている基準等を満たすものとします。詳細については次のとおりです。

（１）定員

**１８名**あるいは**１９名**（保育の必要性の認定を受けた０歳児から２歳児）で０歳児に待機児童が発生していることから**０歳児の定員を６名**としてください。

　　　※０歳児は５７日からまたは４ヵ月からの受入

（２）園児の入園について

小規模保育事業Ａ型の利用は、認可保育所等への入園と同様の手続きが必要となります。入園を希望する子どもは、市に対して保育の必要性認定申請、入園申込みを行います。市は、保育の必要性の高さ等を考慮した上で、各施設に入園のあっせんを行います。

（３）施設長の資格要件について

保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において２年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であることを要件とします。

（４）保育士等の職員数及び資格要件について

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | 保育士配置基準 |
| ０歳 | 児童３人につき保育士１人 |
| １歳 | 児童６人につき保育士１人 |
| ２歳 |

ⅰ）上表の配置基準から１人の加配保育士が必要となります。

ⅱ）１人に限り、保健師、看護師又は准看護師を保育士とみなすことができます。なお、保育士のうち最低１人は児童福祉施設での１年以上の勤務経験が必要です。

　　 　　 ※その他として調理員（自園で給食を調理する場合のみ）、嘱託医、嘱託歯科医が必

要となります。

　　　　 ※栄養士の設置は必須ではありませんが、設置に努めてください。

（５）保育の内容

保育の内容は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に準じ、子どもの発達を見通した長期的な指導計画と日々の子どもの生活に即した短期的な指導計画を作成し、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を行ってください。また、利用する乳幼児の保育の状況に関する記録を整備するとともに、指導計画に基づく保育の内容の見直しを定期的に行い、改善を図ってください。

（６）開所時間及び保育の実施日

１日の開所時間は８時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定めてください。ただし、保育標準時間認定の保育時間が１１時間となっていることを考慮してください（現行の苫小牧市の認可保育所の標準開所時間は７時３０分～１８時３０分）。また、保育の実施日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除いた日とします。

（７）給食

利用する乳幼児に対して、原則として、事業所内で調理し、給食を提供してください。ただし、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、栄養士による必要な配慮を受けることができ、乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた給食の提供やアレルギー等への配慮、給食の内容、回数、運搬等に適切に応じることができる連携施設、当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等が調理した給食を搬入することができます。

なお、給食の提供にあたっては以下の項目を満たしてください。

ⅰ）あらかじめ作成された献立にしたがって給食の提供を行ってください。また、その献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしてください。

ⅱ）食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければなりません。

ⅲ）「保育所における調理業務の委託について」（平成１０年２月１８日児発第８６号厚生省児童家庭局長通知）の内容に従い、事業所内において受託業者が調理を行う場合に限り調理を委託することができます。また、委託する場合には、調理業務に関する内容を明確にした契約書等を締結してください。

ⅳ）給食を外部から搬入する場合についても、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければなりません。

ⅴ）給食を外部搬入する場合は調理員の配置は不要です。

（８）健康診断等

ⅰ）利用する乳幼児に対し、入所時の健康診断及び１年に２回以上の健康診断並びに必要に応じて臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行ってください。また、健康診断をした医師は、結果のうち必要な事項を母子健康手帳等に記載するとともに、必要に応じ保育の提供等について事業者に勧告しなければなりません。

ⅱ）日ごろから利用する乳幼児の健康状態に注意してください。

ⅲ）職員の健康診断を年１回以上行ってください。特に調理を行う者については、その実施に注意を払い、概ね月１回の検便を実施してください。

（９）衛生管理等

ⅰ）事業者は、乳幼児が使用する設備、備品、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じてください。

ⅱ）感染症、食中毒等が発生あるいは、まん延しないように必要な措置を講じてくだ

　さい。

ⅲ）必要な医療品等を常備し、適切に管理してください。

（10）苦情処理の仕組みの整備

事業者は利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するとともに、必要な措置を講じてください。また、本市から指導等を受けた場合、それに従い改善を行ってください。

（11）保護者との連携

事業者は利用する乳幼児の保護者と保育内容等について密接な連絡をとり、保育の内容

等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めてください。

（12）安全対策

ⅰ）少なくとも毎月１回、避難、消火等の訓練を行い、訓練内容を記録してください。

ⅱ）非常災害に対する具体的な避難計画を策定してください。

ⅲ）消防法第８条に規定する防火管理者を設置するよう努めてください。

（13）賠償責任保険等の加入

事業者は、事故等が発生した場合に補償を行なえるよう、施設賠償責任保険及び傷害保険等、有効な賠償責任保険等に加入してください。

（14）秘密の保持

事業者及びその職員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密（個人情報含む）を漏らしてはなりません。また、事業者は、退職した職員についても業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

（15）重要事項の規程

事業所は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

・事業の目的及び運営の方針

・提供する保育の内容

・職員の職種、員数及び職務の内容

・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

・保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

・乳児、幼児の区分ごとの利用定員

・事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

・緊急時等における対応方法

・非常災害対策

・虐待の防止のための措置に関する事項

・その他小規模保育事業の運営に関する重要事項

（16）記録・帳簿等

事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければなりません。

（17）事故発生時の対応及び再発防止

事業者は、事故の発生を防止し、事故が発生した場合に的確に対応し、その再発を防止するため、以下の措置を講じてください。

・事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応を取れるようにしてください。

・事故が再発・発生する危険性がある場合において、その改善策を速やかに講じ、職員全員に周知される体制を整備してください。

・事故防止についての会議を開き、職員の事故防止に対する意識を啓発してください。

・事業者は、事故が発生した場合、以下に掲げる措置を講じてください。

・速やかに、当該事故の発生の事実及び対応を市長等に報告してください。

・当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録し、本市へ提出してください。

・当該事故が事業者の責めに帰すべき事由によるものであり、利用する乳幼児等に損害が生じたときは、事業者がその損害を賠償してください。

（18）関係機関との連携

日常的に関係行政機関、医療機関等と連携を図り、利用する乳幼児が安心して利用でき

　　　る体制を確保してください。

（19）評価、改善及び運営内容の説明

・事業者は、自ら保育の質の評価を行い、その改善を図ってください。

・事業者は、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、その改善を図ってください。

・事業者は地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し当該事業の運営内容を適切に説明してください。

６　連携施設について

小規模保育事業の認可申請をする際には、下記（１）～（３）までに掲げる役割を担う連携施設として**幼稚園、認可保育所の両方**、又は**認定こども園**と連携しなければなりません。応募申込時に別紙連携契約確約書を取り交わしてください。

連携施設は、下記（１）～（３）のことを考慮し、当該事業を行う施設から概ね半径５ｋｍ以内にある施設としますが、当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する認定こども園、認可保育所、幼稚園についてはこの限りではありません。

ただし、概ね半径５ｋｍの範囲外の施設を連携施設とした場合であっても、他に概ね半径５ｋｍ以内の幼稚園、認可保育所の両方または認定こども園と連携することとします。

（１）保育等の支援について

保育等の支援については、３歳児に近い２歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほ

か、具体的な連携内容として以下のようなものが想定されますが、提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定してください。

ア　給食に関する支援について

給食については、事業所内で調理する方法（自園調理）を原則としますが連携施設等から搬入することができます。連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられます。なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることに留意してください。

イ　健康診断について

連携施設と事業者で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と事業

者の合同で健康診断を行うことが考えられます。

ウ　園庭の開放

小規模保育事業者から求めがある場合に、連携施設は運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられます。

エ　合同保育

事業者から求めがある場合に、連携施設は運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定されます。

特に、集団保育の必要性が生じてくる２歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により集団保育の機会を確保することを目的とし、３歳児からの円滑な集団保育に繋げることを意図するものや発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられます。

（２）代替保育の提供について

事業所の職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することができない場合に、原則として連携施設が代わって保育を提供することが必要となります。

（３）卒園後の受け皿の設定について

小規模保育事業は，満３歳未満の乳幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿が必要となります。

７ 　施設基準について

（１）保育室等設備の基準について

①　苫小牧市内に設置すること。

②　建築確認検査済証が交付されている建物であること。

③　事業を実施するスペースの延床面積が１００㎡を超える場合、当該部分を保育の用途に変更すること。（建築基準法上の確認申請（用途変更）を行うこと）

④　新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和５６年６月以降に建築確認を受けた建物でない場合、耐震診断を実施し問題ないもの、又は耐震補強実施済のもの）※階数２階以上かつ延床面積５００㎡以上の場合が該当

⑤　乳幼児の保育を行う部屋として、０、１歳児は乳児室又はほふく室、２歳児以上は保育室又は遊戯室を設け、便所及び調理設備も設けること。

⑥　乳児（概ね満１歳未満の児童をいう。）の保育は、幼児の保育と分けて行い、かつ安全性を確保すること。

⑦　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等は原則として１階に設けること。

⑧　便所には手洗い設備を設け、保育室、ほふく室、遊戯室、調理室等の他設備と区画し、子どもが安全に使用できるものにすること。

⑨　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等は採光、照明、換気等に十分に配慮すること。

（２）設備の要件

|  |  |
| --- | --- |
|  | Ａ型 |
| 設備・面積基準 | 乳児室、ほふく室**３.３㎡/人**保育室又は遊戯室**１.９８㎡/人**屋外遊戯場**３.３㎡/人（２歳児以上）**※公園等の代替地可 |

（３）その他の基準等について

屋外遊戯場は同一の敷地内に確保し、その面積は満２歳以上の幼児１人につき３．３㎡以上としてください。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合には、施設付近に屋外遊戯場に代わるべき公園等の場所を確保してください。

８　施設の構造と非常災害に対する措置について

（１）非常口、消火器及び非常警報器具等の消火設備を設置し、職員全員が設置場所や使用方法を知っていること。（苫小牧市消防本部予防室に相談し、その指導に従って設備を配置すること。）

（２）非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な計画を定めるとともに、少なくとも月１回避難訓練を行うこと。

（３）定期的に（２）の計画を事業所の職員並びに在籍している子ども及びその保護者へ周知すること。

（４）保育室等は原則として１階とすること。２階に保育室を設置する建物は、次の①、②及び⑥の要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は以下の①～⑧の要件に該当するものであること。

　　　①　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第７号の２に規定する準

耐火建築物であること。

②　保育室等が設けられている以下の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
| ２階 | 常用 | １　屋内階段２　屋外階段 |
| 避難用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　待避上有効なバルコニー３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備４　屋外階段 |
| ３階 | 常用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　屋外階段 |
| 避難用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備３　屋外階段 |
| ４階以上の階 | 常用 | １　建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段２　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段 |
| 避難用 | １　 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。）２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路３　建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段 |

③　②に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

④　調理設備以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合においてはこの限りではありません。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

⑤　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

⑥　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

⑦　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

⑧　カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（５）建物の高さが１３ｍ又は軒高が９ｍを超える場合は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第７号の２に規定する準耐火建築物とすること。

９　施設整備補助について

施設整備補助は小規模保育整備事業補助金を活用します。

内容は次のとおりです。なお、ここでお示しする例は令和４年度の例であり、令和５年度に小規模保育整備事業補助金が変更となった場合には、国・市の補助金額及び事業者負担額が変更となります。

【小規模保育整備事業補助金を活用した補助例】　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 備考 |
| 基準額（最大） | 本体工事 | 72,100 | 定員19名以下の場合の上限額 |
| 工事事務費 | 1,874 | 本体工事費（ただし、基準額を上限とする）の2.6% |
| 設計料加算 | 3,605 | 本体工事費（ただし、基準額を上限とする）の5%と実施設計料を比較して少ない方の額 |
| 開設準備費加算 | 1,083 | 定員区分毎の定数に定員数を乗じて算出（19名分で算出） |
| 計 | 78,662 |  |
| 補助額 | 国 | 52,440 | 市補助額の8倍 |
| 市 | 6,555 | 基準額の1/12 |
| 補助計 | 58,995 |  |
| 事業者負担 | 19,667 |  |

　　・上記の基準額を上回る提案につきましては、応募を受け付けますが超過した費用は事業者負担となります。

・本体工事費が72,100千円を下回る場合は、小規模保育整備事業補助金対象経費実支出額に対して、国約2/3（市補助額の8倍）、市1/12の補助となり、残る費用の約1/4が事業者負担となります。

・工事事務費の対象は工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等となります。

　　・設計料加算の対象は実施設計のみであり、基本設計等は対象となりません。

　　・外構工事費、開設準備費加算額を超える備品購入費等は補助の対象となりません。

　　・当該補助に係る内示及び指令前着手の許可を受ける前に着手した実施設計・工事等については補助の対象となりません。

・当該補助の交付にあたり、設計業者の選定については、苫小牧市の入札等に関する要綱・要領・規則・方針等に準じて指名競争入札を行い、建設工事業者の選定については、苫小牧市の入札等に関する要綱・要領・規則・方針等に準じて一般競争入札を行ってください。

【借入金の利息の補助】

　　　　金融機関等の借入金償還利息について市費の補助を行います。

　　　　ただし、補助額の算定の基礎となる借入金元金の上限は、小規模保育整備事業補助金基準額の1/4とします。前頁の例では、78,662千円の1/4である19,665千円が元金の上限となり、それにかかる利息の補助を行います。

（市負担1/12）

設計料加算

本体工事費

開設準備費加算

小規模保育整備事業補助金対象経費総額

（本体工事費+工事事務費+設計料加算+開設準備費加算）

（国負担2/3）

（事業者負担1/4）

*利息補助対象*

工事事務費

（補助金のイメージ）

１０　保育料、運営費等

（１）保育料の徴収について

保育料は、認可保育所等と同額です。所得に応じて市が定める額を事業者が徴収します。

（２）実費徴収について

事業者は次に掲げる費用については、保育料とは別に徴収することができます。

①保育に係る行事への参加に要する費用

②バス等での送迎に要する費用

③その他保護者に負担させることが適当と認められるもの

(３）特定負担額（上乗せ徴収）について

　　　　　原則として、特定負担額（上乗せ徴収）は設定しないでください。

(４）地域型給付費の請求、受領について

本事業の対象施設には地域型給付費（運営費補助）が支給されます。地域型給付費は、国が定める基準により算定した保育に要する費用（公定価格）から、保育料相当額を差し引いた額となり、施設が市に請求します。市は請求に基づき、地域型給付費を施設に支給します。

１１　市への報告等

（１） 関係法令に定められた基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合は、

これに応じていただきます。

（２）収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業に係る区分を設けてください。

（３）企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成することとします。

（４）毎会計年度終了後３か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類、（３）に掲げる書類及び現況報告書を、市長に対して提出してください。

１２　応募方法

1. 提出書類

様式１「令和５年度苫小牧市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者応募申込書提出書類一

覧表」のとおりとします。

（２）受付期間

**令和５年４月３日（月）から令和５年４月２７日（木）まで（土・日・祝日を除く）**。受付時間は８時４５分から１７時１５分までとします。

（３）受付窓口

苫小牧市健康こども部こども育成課総務係

（苫小牧市旭町４丁目５番６号　苫小牧市役所１階１８番窓口）

（４）提出方法等

ア　提出部数は、**正本１部**、**副本８部**の**合計９部**とします。

イ　提出書類作成担当の責任者が上記窓口へ持参ください。郵送等による提出は認めません。

ウ　提出された書類は返却しません。また苫小牧市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

エ　応募に関して必要となる費用は、応募事業者の負担とします。

１３　募集要項についての質疑及び説明会等の開催

（１）募集要項の説明会の開催について

次のとおり説明会を開催するので、応募予定者はご参加ください。

ア　日　　時　令和５年３月２９日（水）

説明会　午前１１時００分～

イ　場　　所　苫小牧市役所　第２庁舎２階北会議室

ウ　申し込み　説明会に参加される方は、令和５年３月２８日（火）の午前までに電話、

ＦＡＸ又はＥメールでお申し込みください。

（２）募集要項に関する質問書の受付及び回答

募集の内容に不明点等がある場合、以下のとおり受付、回答を行います。

ア　受付期間　令和５年３月２９日（水）～令和５年４月２４日（月）

イ　提出方法　別添の質問書を文書、ＦＡＸ又はＥメールで受け付けます。

口頭又は電話でのお問い合わせにはお答えできません。

ウ　回答方法　順次、回答を苫小牧市こども育成課ホームページ上で公開します。

（<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kosodate/torikumi/shoukibositumon.html>）

１４　選定及び決定

（１）「苫小牧市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者選定委員会」において、一次審査（応募書類の審査を予定）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査を予定）を経て選定し、その結果を踏まえて、苫小牧市長が決定します。（決定は、令和５年６月上旬頃の予定）

（２）一次審査の結果は、応募者全員に速やかに文書で通知します。また、二次審査の結果は、対象者全員に速やかに文書で通知します。

（３）事業者の選定後、応募者全員の法人名（個人名）及び評価点を公表します。ただし、応募者が３者のみであった場合、選定されなかった者については匿名とします。

（４）応募書類において、虚偽記載等があった場合や信頼性を疑うに足りる重大な事実が判明し た場合は、決定を取り消すことがあります。

（５）選定された者は、本事業の実施にあたり、本要項及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければなりません。

（６）応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は、その旨、理由を添えて届け出てください。

（７）選定後の辞退は、本市の計画に大きな支障を来たすため、いかなる理由があっても認めません。

１５　選定の考え方

選定は以下の考え方に基づいて行います。

（１）応募者が応募資格を満たしていること。

（２）保育の質の確保、向上が見込まれること。

（３）保育の継続性を保つことが見込まれること。

（４）適正な職員配置や保育環境が見込まれること。

（５）募集要項の諸条件の遵守が見込まれること。

（６）既存施設の運営が良好であり、その継続が見込まれること。

（７）応募した事業計画等が適正であること。

１６　その他の留意点

（１）選定結果に関わらず、応募に関し要した費用は全て応募者の負担となります。

（２）提出された書類は返却しません。

（３）選定後の計画変更は、やむを得ない事情によるもの以外は原則として認めません。

１７　募集に係る全体スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 公募手続 | 日程 |
| 募集要項等の公表 | 令和５年３月２２日（水） |
| 募集要項等の配布 | 令和５年３月２２日（水）から令和５年４月２４日（月）まで |
| 説明会の開催 | 令和５年３月２９日（水） |
| 募集要項に対する質問の受付 | 令和５年３月２９日（水）から令和５年４月２４日（月）まで |
| 応募書類の受付 | 令和５年４月　３日（月）から令和５年４月２７日（木）まで |
| 選定委員会による審査・プレゼンテーションの実施（応募事業者数で実施日決定予定） | 令和５年５月下旬頃（予定） |
| 選定結果の通知・公表 | 令和５年６月上旬頃（予定） |
| 施設整備等の準備 | 令和５年８月中旬頃（予定）から |
| 小規模保育事業所の開設 | 令和６年４月１日（月） |

**《連絡先》**

〒053-8722　苫小牧市旭町４丁目５番６号

苫小牧市健康こども部こども育成課総務係

TEL 0144-32-6224（直通）　FAX 0144-32-5578

E-mail kodomoikusei@city.tomakomai.hokkaido.jp